

中央教育審議会第26特別委員会における 高等教育財政論

朴 澤 泰 男

Higher Education Finance Reform Proposals
of the Central Council on Education in 1971

Yasuo HOZAWA

In this article, I analyze the concepts of higher education reform proposals of the Central Council on Education (CCE) in 1971, with special emphasis on financial issues. Although the expansion of both institutional and student aid were argued by CCE as solutions to many problems that have arisen from the postwar Japanese higher education development, the governmental preference was eventually given to the institutional aid, such as current subsidy for private colleges and universities. Based on the analyses of historical materials, I would clarify the content and significance of another proposal of the final report of CCE: student aid. By examining how a new student aid program (i.e. guaranteed student loan) has appeared in the policy circle and disappeared from it, I would argue what factors constrain the expansion of student financial aid programs.

目 次

はじめに

中教審四六答申と第26特別委員会

「高等教育の改革に関する基本構想試案」の作成
過程

学資ローン制度構想とその挫折

まとめにかえて

はじめに

高等教育の将来構想(グランドデザイン)に関する議論を2002年夏に本格的に開始し、ほぼ一年後に明確な論点整理案をまとめた中央教育審議会においては、「高等教育に対する財政措置」のあり方が重要な焦点の一つとなっている。一方では個人的・社会的投資と

しての高等教育という発想のもと、受益と負担の関係が問い直され、他方では、国・公・私立という設置形態の違いを超えた財政支援の方式が模索されている。

高等教育に対する財政措置のあり方に対して、このような視点から根本的な検討が加えられたのは初めてのことはない。その語り口は、1971年6月11日の中教審答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(いわゆる四六答申)」に驚くほど似通っている。1960年代における高等教育のマス化への対応を余儀なくされたかつての中教審と、知識社会におけるユニバーサル高等教育のあり方を展望しようとする現在の中教審とは、背景としている時代があまりに異なるように見えるかも知れない。たしかに、アカウンタビリティの考え方が強調されていることや、国際的な質保証といった新たな課題が提起されていることなど、前回と異なる点も多い。しかし、

高等教育機関の多様化や質的水準の維持向上、私的負担に対する公的負担の拡大など、基本的な課題はむしろ共通しているように思われる。高等教育発展の日本のパターンにともなって生じた諸問題への対応が、あらためて焦点となっているのである。

その四六答申における財政問題とは、国・公・私立を通じた高等教育機関に対する補助のあり方、適切な授業料の水準、そして奨学金制度のあり方であった。「第3章 高等教育の改革に関する基本構想」の「第2 高等教育改革の基本構想」のうち、「10 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善」と題する項において述べられている。これは1970年5月28日の中教審中間報告（「高等教育の改革に関する基本構想」）をもとにしており、第26特別委員会が1969年から70年にかけて、「大学の設置形態と行財政措置」という課題の一環として審議した結果をまとめたものである。

本稿では、このうち特に国の財政援助方式および奨学制度に焦点をあて、第26特別委員会でのどのような議論が交わされたのか、また、答申文の作成過程においてどのような構想が存在したのかを整理し、それらの意義を検討することにしたい。具体的には、広島大学所蔵『森戸辰男関係文書』の中教審関係史料を使用する。

中教審四六答申の作成過程については、これまでのところ詳細は必ずしも明らかにされていない。黒羽（2001）による概観を除いては、天城勲（大崎1991、政策研究院2002）や西田亀久夫（1996、2000）といった当事者による回顧がその一端を示してきたにとどまる。しかし近年、広島大学の森戸文書研究会（2002）によって『森戸辰男関係文書』（以下、『森戸文書』）の整理、目録作成が行われ、一次資料を用いた本格的な分析が可能となりつつある。四六答申における高等教育財政に関する議論に関しては、すでに羽田（2003）が受益者負担論について検討し、答申の一部となる中間報告の草案に関する史料の紹介と分析を行っている。そこで本稿では、氏が用いたと思われる史料を含めさらに詳細な紹介と検討を行い、また新たな論点を提示することによって、氏の分析を補完することとしたい¹⁾。

まず次節では、中教審四六答申を検討する意義を確認したうえで、この答申における財政問題の扱いについて概観する。節では、最終答申に至るまでに作成・

公表された「高等教育の改革に関する基本構想試案」の作成過程を整理し、草案の内容を分析する。節においては、当時の文部省の「学資ローン制度」構想と「基本構想試案」の草案との関連を考察する。最後に節では、四六答申が提案した財政構想のたどった帰結、およびその要因について議論する。

中教審四六答申と第26特別委員会

中教審四六答申のとりまとめに深く関わった天城勲元文部事務次官は、諮問の経緯について次のように回顧している（大崎1991、269頁）。

新学制施行後20年たって、社会の変化が激しく制定当時には予想されなかった事態になったので、ここで全体を見直そうということでしょう。あのころは経済成長の過程をへて、またベビーブームの波を前にして、毎年、大学が10校、20校とできたときですからね。高校進学率の伸びも10年で20パーセントという勢いです。量的な拡大にともなう教育の質や構造をどうするか、そして将来の発展の見通しをつけようというので、総合的な諮問をしたのです。

高等教育のマス化にともなって生じた様々な問題への政策対応が迫られたのは、日本だけのことではない。1970年前後のアメリカでも、マス化を支えた州立大学において、コストの上昇に州の財政支出が対応できず、財政的な危機が生じていた。連邦政府に対しては、大学団体から大学の在籍学生数に比例した経常費補助を求める運動が展開され、議会でも高等教育機関に対する直接の助成を制度化する法案、奨学金プログラムを拡大する法案とがそれぞれ検討された。最終的に連邦政府は機関に対する補助ではなく、1972年の高等教育法改正によって奨学金プログラムの大規模な拡大を選択したことは周知の通りである（金子1988B）。

当時の日本でも、高等教育の量的な拡大に伴う質や機会の問題に、公的負担の拡大を含む対応が求められていた。政府が高等教育機関に対して直接に支出する補助のうち、高等教育機関の設立、維持、運営に要する経常費用の全部あるいは一部を補助する目的で支出する補助金を機関補助とよび、学生や教員個人に対して、奨学金や研究助成を通じて直接に支出する補助を

個人補助とよぶことにすると、現代的な観点からすれば、日本もアメリカと同様、機関補助と個人補助という二つの政策的選択肢を持っていたと見ることができる。そして結果として選択されたのは、機関補助の拡大であった。政府の高等教育関係支出の推移を見ると、1970年を通して国立学校特別会計への繰入額は順調に増加し、1970年度に開始された私立大学等経常費補助金も急速に拡大した。それに対して育英事業費の水準は、70年代前半は実質横ばいであり、後半は漸増しているものの、機関補助に比べれば大きな拡大とは言えない。科学研究費補助金も同様に、大幅な拡大は見られない(金子1990)。政府高等教育関係支出(1990年価格)の推移は、図1に示すとおりである。

それではなぜ、どのようにして個人補助ではなく機関補助の拡大が選択されたのか。それが政府による明示的な選択であったのか、また、何を選択と見なすことができるかについては議論の余地があるが、これらの問題を検討する上で、まずは公的負担拡大の選択肢についていかなる政策論議がなされたかを振り返っておくことは意味のないことではない。当時、与野党問わず様々な大学改革案が提起されたが、こうした財政的な選択肢についてもっとも包括的・総合的に議論さ

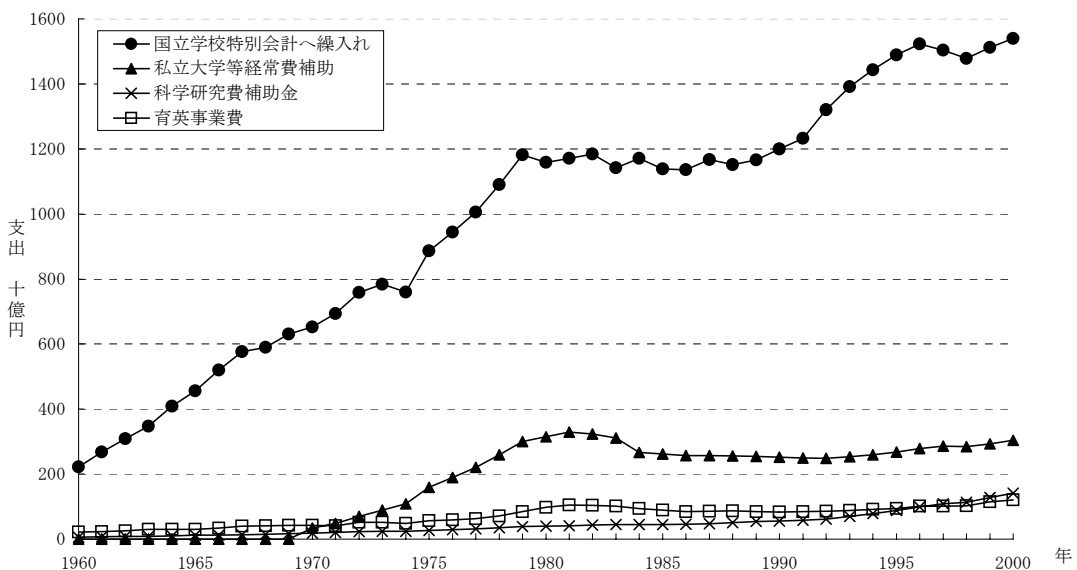
れた場として、当時のアメリカ連邦議会と対比しうるのが、ここで取り上げる中央教育審議会である。

その中教審では、次の三つの段階を追って財政問題が検討された。第一に、教育費の負担区分の現状把握である。国、地方、法人等、受益者(家計)といった主体別の負担割合や、国公立、私立別の受益者負担割合の分析を基礎に、受益者の負担を一定程度に抑制するため公共財源確保の重要性を確認するとともに、私学における受益者負担(家計の教育費負担)と教育サービスによる還元(単位経費)のバランスを向上させるべく、新たな財政援助政策の必要性が導かれる。

第二に、高等教育機関に対する国の財政援助方式と受益者負担、奨学制度に関する原則の確定である。私学の標準教育費を合理的に積算し、その一定割合を助成すること。国・公立の高等教育機関についても、法人化した上でこの原則を準用すること。授業料など受益者負担額はなお妥当な水準で推移させつつ、奨学制度を教育の機会均等と人材誘致という二つの原則に基づいて確立すること。こうした原則を確認した。

第三に、教育機会の均等と教育条件の格差是正という観点から、奨学制度、教育機関の拡充と地域配置の適正化、私学助成といった個々のプログラム間の関係

図1 政府高等教育関係支出(1990年価格) 1960-2000年



政府一般会計歳出当初予算額を、GDPデフレーターでデフレート。広島大学高等教育研究開発センター「高等教育統計データ集」より作成。データは同センターウェブサイト (<http://rihe.hiroshima-u.ac.jp>) よりダウンロード。

を整理している。すなわち、公的な教育計画を樹立した上で私学に対する財政援助の水準と、国・公立学校に対する公費負担の程度を確定する。それによって受益者負担額の水準が定まる。奨学事業の規模は、さらに国民の所得水準との相対的な関係から定めることができる。

以上の三段階による検討はそれぞれ、第23特別委員会、第26特別委員会、第27特別委員会によるものである。第23特別委員会による検討結果は1969年6月の中間報告で公表され、最終答申には付属資料という形で収録されている。第26特別委員会の検討結果は、答申の第1編第3章第2のうち、「国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善」という項にまとめられていることは先述の通りである。第27特別委員会の議論は、答申では「第2編 今後における基本的施策のあり方」「第1章 総合的な拡充整備のための基本的施策」の「6 教育の機会と教育条件の保障に関する総合的な施策」という項に盛り込まれている。

本稿で検討するのはこのうち、第26特別委員会における構想と審議内容である。答申全体として見れば、こと高等教育の財政問題に限っても、以上に概観してきたようにきわめて体系的で一貫したロジックが組み込まれていることは明らかである。また、第2編「基本的施策」の部分では、奨学事業の規模は国・公立学校と私立学校に対する財政支出の水準と不可分の関係にあることを明示するなど、個々のプログラムを文字通り総合的に提案している点で、きわめて画期的な政策文書であることはあらためて強調するまでもない。ただ、論理的にはいわば内的に一貫した体系をもっているだけに、そこから導かれる個々のプログラムを既存の制度の枠内でどう実現するか、あるいは新たな制度を、他の様々にレベルの異なる制度の体系の中でどう構想するかといった志向は、全体としては必ずしも強くないように見える。これは従来も様々な形で指摘されてきたことである。そうした中で第26特別委員会は、財政問題に限って言えば、計量分析あるいは予測を行った前後の特別委員会とは異なり、もっとも現実との接点を具体的に議論したと考えられる。以下にその審議内容を検討していく。

「高等教育の改革に関する基本構想試案」の作成過程

まず、四六答申の内容を確認しておく。本稿が対象とする、第1編第3章第2の10「国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善」という項目の記載内容については、1970年5月28日、中教審第118回総会で公表された中間報告（「高等教育の改革に関する基本構想」）にあるものと同一である。さらにその内容は、同1月12日の中教審第117回総会に第26特別委員会から報告された「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」とほぼ変わりがない²⁾。したがって以下では、この「基本構想試案」の作成過程までを検討することとし、以後の関係団体や各省庁からの意見聴取、公聴会といった経過は扱わない。答申の該当部分を、次に引用しておきたい³⁾。

10 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善

高等教育の発展とその水準の維持向上のため、国は、長期にわたる教育計画にもとづき、適当な私立の高等教育機関に対して、その目的・性格に応じて合理的に積算された標準教育費の一定の割合を助成金として交付するとともに、その弾力的、効率的な使用を認めることが望ましい。このような方式は、国・公立の高等教育機関に対する財源交付についても準用することを検討する必要がある。この場合、授業料などの受益者負担額が妥当な程度の金額となるよう配慮するとともに、設置者や専攻分野の違いによって極端な差異が生じないようにすべきである。

これらに関する国の施策を検討する場合には、教育の機会均等をはかるとともに、必要な分野に人材を誘致するため、国家的な奨学制度のあり方についてもあわせて根本的に検討を加える必要がある。

なお、高等教育機関の社会的な役割にかんがみ、国以外の一般社会からも大幅な資金的援助が得られるようにすることが望ましい。

〔説明〕 私立学校における必要な経費をすべて授業料その他の受益者負担や一般の寄附金だけでまかなおうとすることは、教育費の上昇とともにしだいに困難となってきた。それを放置すれば、結果として教育水準の低下を招き、教育の機会均等が妨げられるので、私立の高等教育機関に対しても相当な公費の援助を与えることが必要となる。こ

のことは諸外国でもみられる傾向である。

しかしながら、国の財政援助を進めるにあたっては、二つの点について慎重な準備が必要である。その第1は、相当長期にわたる国の教育計画を立てることである。第2の点は、財政援助の方式をどのようなものにするかである。それには、a) 特定経費に対する補助、b) 総経費の一定割合についての補助、c) 標準単価による定額補助などがあるが、とくに経常的な経費についての援助の場合には、c) の方式による定額の助成金と学校自体の収入とを弾力的に運用することを認めることが、学校自体の自律性と責任体制を強め、また財政効率を高める道でもあると思われる。

このような財政援助の方式は、当面は私立学校についての問題であろうが、国・公立の大学についても、とくに前項の1に述べたような新しい形態の法人となった場合などは、基本的に同じような考え方を適用することができるであろう。さらに、このような財政援助については、あくまで国の主体的な立場が保持され、その援助の効果についてつねに厳正な評価が行われることを条件とすべきである。また、私立学校がしだいに大幅な公費の援助を受けるにしたがって、その公共性を高めるため必要ななんらかの措置をあわせ考える必要がある。上記のような財政援助を教育費のどの程度の割合について行なうかによって、教育を受ける者の授業料その他の負担額は大きな影響を受ける。そこで高等教育における受益者負担額をどの程度とするのが適当かを考えてみる必要がある。

教育費は、社会的には一種の投資であるとみることができるので、その投資の経済的効果のうち当事者個人に帰属するものと社会全体に還元されるものとが区別できれば、それを考慮して受益者負担の割合を決めるのが合理的だという考え方もある。しかし実際には、そのような区別を立てることが困難なばかりでなく、教育投資の効果は経済的な利益だけでないことも明らかであって、経済効果だけから受益者負担額を決めることは適当でない。

したがって、受益者負担の実際額は、教育政策の立場から、その経費の調達が大部分の国民にとっていちじるしく困難でなく、個人経済的には有利な投資とみなしうる限度内で適当な金額とすべき

であろう。その場合、専攻分野によって教育費が異なるとしても、それがそのまま受益者負担額の格差につながることは、専攻分野別の人材配分に問題を生じるおそれがある。

これらのことは、本来、学校の設置形態とかかわりのない共通の原則であって、国の財政援助は、このような原則が実現できるようにすることを最終の目標とすべきであろう。同時に、一般的な原則による財政援助だけではなお修学が困難な者のあることや特定の分野に人材を誘致するための方策が必要なことも考慮し、学校に対する財政援助や受益者負担の実情と均衡のとれた奨学制度を確立することが不可欠であり、このこともあわせて検討すべきである。

1970年5月28日の中間報告、「高等教育の改革に関する基本構想」の冊子に付属資料として記載されている『『高等教育の改革に関する基本構想』』についての中央教育審議会の審議経過」によれば、同1月の「高等教育の改革に関する基本構想試案」が成案をみるに至る日程は次の通りである⁴⁾。

1969年7月7日の中教審第116回総会で第26特別委員会が設置されるとともに、同日第1回の特別委員会が開催される。主査、副主査が互選され、以後の審議日程が決定された。7月から8月にかけては自由討議や有識者を対象とした調査（「大学制度の改革に関する意見と提案についてのアンケート」）が行われ、9月8日に開かれた第3回の特別委員会で「高等教育改革に関する基本構想の中心課題のまとめと集中審議以降の審議方針について」の整理がなされる。審議内容を「高等教育機関の目的・性格と学校体系上の位置づけ」「高等教育の内容と方法」「大学等の組織・編制と管理運営」「大学の設置形態と行財政措置」の四項目に分け、10月以降、本格的な審議が進められる。このうち「大学の設置形態と行財政措置」について議論されたのは、12月15日の第17回、同18日の第18回においてである。第18回ではそれまでの意見が集約され、起草委員の選出が行われた。以後、年末年始にかけて中間報告案がねりあげられていく。「基本構想試案」が公表されるまでの日程を以下に示した。

1969年

12月15日 特別委員会(第17回) 大学等の設置形態

と行財政措置について

12月18日 特別委員会(第18回) (1) 大学等の設置形態と行財政措置について (2) 「高等教育の改革に関する基本構想試案」に含まれる主要項目について

22~23日 起草小委員会 「高等教育の改革に関する基本構想試案」(骨子案)の作成と各委員に骨子案の送付

25~31日 起草小委員会の「基本構想試案」(骨子案)に対する各委員の意見提出

1970年

1月6~7日 起草小委員会 「高等教育の改革に関する基本構想試案」の草案作成

1月8日 特別委員会(第19回) 「高等教育の改革に関する基本構想試案」の全文審議

1月9日 第25、26特別委員会合同会議 「高等教育の改革に関する基本構想試案」の全文審議

1月12日 中教審総会(第117回) 第26特別委員会から「高等教育の改革に関する基本構想試案」の中間報告

『森戸文書』には、第26特別委員会が「基本構想試案」をまとめるまでに作成された案が少なくとも5種類含まれているという(羽田2003)。以下がそれらにあたるものと思われる。

- ・「秘 高等教育の改革に関する基本構想試案(第1次骨子案)」第26特別委員会、1969年12月22日付⁵⁾
- ・「秘 高等教育の改革に関する基本構想試案(骨子案)」第26特別委員会起草小委員会、1969年12月23日付⁶⁾
- ・「秘 高等教育の改革に関する基本構想試案について(中間報告案)」第26特別委員会起草小委員会、1970年1月6日付⁷⁾
- ・「秘 高等教育の改革に関する基本構想試案について(中間報告案)」第26特別委員会起草小委員会、1970年1月7日付⁸⁾
- ・「秘 高等教育の改革に関する基本構想試案について(中間報告案)」第26特別委員会起草小委員会、1970年1月8日付⁹⁾
- ・「秘 高等教育の改革に関する基本構想試案につい

て(中間報告案)」第26特別委員会、1970年1月9日付¹⁰⁾

羽田(2003)の指摘するように、この中で、四六答申と最も異なる文面であったのは、12月22日付の第1次骨子案である。以下にその該当部分を引用しておく。

9(国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善)

高等教育の発展とその水準の維持向上のため、国は長期にわたる教育計画にもとづき、各高等教育機関に対して、その目的・性格に応じて合理的に積算された標準教育費の一定割合を助成金として交付するとともに、その弾力的、効率的な使用を認めることが望ましい。この場合、学校の設置者、専攻分野によって受益者負担に極端な格差が生じないよう配慮すべきである。また、学術研究の助成方策については別に検討する必要がある。

さらに国としては、政策上必要な分野に人材を誘致するため、授業料の減免制度を認め、その免除額に相当するものを助成金に付加する方法をとること、また、学生生活に要する経費について長期低利の貸付金制度を設けることを検討すべきである。

〔説明〕 高等教育に必要な経費をすべて直接受益者の負担でまかなおうとすることは、教育水準の低下をまねき、教育の機会均等を妨げるため、公費援助の割合を増強することは世界的すう勢である。しかし、高等教育に対する国の投資額の総量をどの程度とするかは、国の教育計画と財力から決定すべきものであり、その長期の見通しを立てることが先決である。

各学校に対する財政援助方式には、a) 特定経費に対する補助、b) 総経費の一定割合についての補助、c) 標準単価による定額補助などがあるが、とくに経常的な経費を含む援助の方式としては、c) のような定額補助を得て学校がその他の収入とともに自主的に経理することが、学校の自律性と責任体制を強めて財政効率を高める道であると思われる。このことは法人化された国・公立大学にもあてはまる。

授業料等の受益者負担の程度は、教育投資の経済的効果が当事者個人に帰属するものと社会全般に

還元されるもののがあって区別しがたく、また、非経済的効果も考慮すれば、経済原則だけでは決めることは適当でない。したがって、その費用の調達が大多数の国民にとっていちじるしく困難ではなく、しかも個人経済的には有利な投資とみなしうる限度内で相当な金額とすべきであろう。専攻分野によって教育費が異なるとしても、それがそのまま受益者負担額の格差とつながることは、専門分野別の人材配分に問題を生じるおそれがある。これらのことは、学校の設置形態とかかわりない共通の原則であり、国の財政援助はこのことの実現を目標とすべきであろう。

奨学制度には、人材誘致をめざすものと、学費の調達を援助するものがあり、前者については一定の経済的負担力以下の者で能力ある者に対して受益者負担の減免により間接的に給費する方法を、後者については、個人経済上の投資として合理性のある特別な金融の道を検討する必要がある。

先の四六答申と比べれば様々な違いが見られるが、ここでは国の財政援助方式と奨学制度についてのみ整理する。国の財政援助方式については第一に、当面の対象を私学に限定しているかどうか異なっている。答申では、主文で「適当な私立の高等教育機関に対して」とし、〔説明〕でも「私立学校における必要な経費」に対して公費援助を行うことを述べているのに対し、第1次骨子案では、「各高等教育機関に対して」「高等教育に必要な経費」を援助するとされている。これは並行して審議されていた設置形態の問題、特に国公立大学の法人化案と関連して、骨子案では、国・公・私を設置形態にかかわらず共通の原則を確立するという立場をより明示的に述べていたと解釈することができよう¹¹⁾。

そのためであろう、第二に、こうした共通の原則の実現について、骨子案の〔説明〕の部分では、「実現を目標とすべきであろう」とやや強い調子で(あるいは十分に修正されていない表現で)述べている。答申では「実現できるようにすることを終極の目標とすべきであろう」とあるように、むしろ実現する意思を汲み取ることは難しい。

第三に、答申では財政援助における国の主体的な立場や、援助の効果という観点が強調されている。公費援助を受ける私立学校の公共性を高めるための措置を

検討する必要性に言及しているのも異なる点である。

奨学制度については、第一に、第1次骨子案は主文で二つの具体的なプログラムを明示していることが、答申と異なっている。各大学における授業料減免制度の奨励(免除相当額に対する機関助成を通じた、間接的な給費制)と、長期低利の貸付金制度の創設である。それに対して答申では、「国家的な奨学制度のあり方についてもあわせて根本的に検討を加える必要がある」と述べるにとどまっている。

第二に、特に〔説明〕の部分で人材誘致と、学費(学生生活に要する経費)調達の援助という奨学制度の二つの目標を明確に区別し、上記の二つのプログラムをそれぞれに明確に対応させている点で答申と異なっている。授業料減免制度(に対する助成)と貸付金制度の役割を、それぞれ単一の目標に限定していると言い換えることもできる。対して、答申の主文では、「教育の機会均等をはかる」と「必要な分野に人材を誘致する」とことを明確に区別せず、一体のものとして論じているように見える。

第三に、これと関連して、奨学制度構想の基礎にある理念が、骨子案と答申とでは微妙に異なっているように思われる。いずれも特定分野への人材誘致に言及している点は共通している。これは一種のマンパワー政策的な発想が、または学生の能力・メリットを重視する観点である。しかし、答申の〔説明〕にいう「一般的な原則による財政援助だけではなお修学が困難な者のあること」への対応と、骨子案にある、学費つまり学生生活に要する経費の調達に対する援助とでは、かなりニュアンスが異なるのではないか。前者については、「一般的な原則による財政援助」が機関援助のことを指すのか、既存の育英会のような奨学金制度を念頭においたものであるかはともかく、主文の対応部分を見る限りでは、機会均等と関連させたものであることは疑いなかろう。それに対して骨子案の構想はむしろ、資本市場の不完全性を補うための政府介入(市川2000)の必要性を述べたものであり、必ずしも機会均等の目標と関連させたものではない。このことは、〔説明〕にある「個人経済上の投資として合理性のある特別な金融の道」という表現からも明らかであろう。骨子案で機会均等の議論と関連して述べているのは「公費援助の割合を増強すること」だけである。機会均等の目標をひとり奨学制度にのみ担わせるのではなく、機関補助(による受益者負担の水準の抑制)、高

等教育機関の拡充や適正な地域配置、そして奨学制度といった個々のプログラムを総合的に展開して実現することが目指されたのかも知れない。

ではこの第1次骨子案には、「基本構想試案」に至るまでにどのような修正が加えられたのだろうか。以下に本稿の目的に必要な範囲で、大きな変更点を見ていきたい。まず12月23日付骨子案である。この案では既に、前日の案より大幅な修正が加えられている。22日の第1次骨子案が孔版刷り文書、23日の骨子案がタイプ印刷であることを考慮すれば、前者はたたき台としての性格が濃厚であったと考えることもできよう。国の財政援助方式については、22日案主文の「各高等教育機関に対して」が「必要な高等教育機関に対して」に変わり、さらに（森戸自身の手によると見られる）赤色のペンによって「私立の高等教育機関に対して」と修正されている。また、22日案の〔説明〕中の部分では、23日原案の「公費援助の割合を増強することは」という記述の直前に、赤色のペンで「私学に対する」と追加されている。の部分でも、23日原案「各学校」が、「私立学校」と赤色ペンで修正されている。また、財政援助の効果について厳正な評価を行うという観点が追加されている。奨学制度については、22日案主文における授業料の減免制度、長期低利の貸付金制度に関する提案部分が、次のように差し替えられている。「この場合、これとあわせて、教育の機会均等の実現をはかるとともに、必要な分野に人材を誘致するため、国家的な奨学制度のあり方について根本的に検討すべきである。」つまり、明確に区別される二つの政策目標に、上記の二つのプログラムをそれぞれ対応させるという構想はここで消えた。〔説明〕で奨学制度の具体案を議論したの部分も、すべて削除されている。

さらに1月6日付の中間報告案で、ほぼ最終的な「基本構想試案」（したがって答申）の姿が現われる。すなわち、23日原案の「必要な高等教育機関に対して」が赤色ペンで修正された部分は、「適当な高等教育機関に対して」に変わる。国の財政援助方式の原則は「実現できるようにすることを終局の目標とすべき」とされ、財政援助においては、あくまで国の主体的な立場を保持するという観点が加わる。さらに公費援助を受ける私立学校の「公共性を確保するためなんらかの措置をあわせ考える必要」が提起される。奨学制度の目標に関する〔説明〕の記述では、「一般的な原則に

よる財政援助だけではなお修学が困難な者のあること」への対応という観点が追加されるが、これは23日の案で、主文に機会均等との関連性が明記されたこととのバランスをとったということであろう。以上のように、1月6日案の段階で、本稿の関心にとって重要な部分は、ほぼすべて答申に近い表現となった。なお主文の「適当な高等教育機関」が「適当な私立の高等教育機関」に修正されたのは、翌7日案でのことである。

学資ローン制度構想とその挫折

1970年前後における、高等教育に対する公的負担拡大の政策選択に関心をもつ本稿にとって、1969年12月22日付の第1次骨子案はきわめて重要な意味をもつ。四六答申そのものと比較して、この骨子案は機関補助と個人補助という二つの選択肢を明確にもっていた。特に重要なのは、長期低利の貸付金制度という新たな奨学金プログラムの構想である。実際の運用は必ずしも日本育英会法の趣旨に沿っていなかったにもかかわらず（市川2000）あくまで「国家有用ノ人材」の育成を主目的とする日本育英会の育英奨学事業は、対象が限られていた。その当時において、教育投資論にもとづき不完全な資本市場に対する政府介入を行う公的ローン制度は、本格的な個人補助の拡大を意味するものであり、画期的な意義をもちうる構想であったと言える。

では、この構想はどこから生じ、なぜ失われたのだろうか。中教審第26特別委員会に関する前後の史料を検討する限りでは、このアイディアはかなり唐突なものであった。この構想をめぐる、これ以前に、実質的な議論が交わされた記録は見当たらない¹²⁾。先述のとおり、1969年9月8日の特別委員会（第3回）ではいったん、それまでの自由討議や合宿審議の整理が行われている。そこで配布された「中央教育審議会 第26特別委員会 大学制度の改善に関する基本構想の中心課題（案）」と題する文書のうち、「D 大学の設置形態と行財政措置」の部分では、「受益者負担の原則と私学に対する財政援助政策の再検討」という課題が掲げられているのみである¹³⁾。この設置形態と行財政措置の問題が実質的に審議されたのは、12月15日、18日の特別委員会（第17回、第18回）であったことも既に述べた。ここで検討された「中央教育審議会 第26特別委員会 討議資料（案）〔12月15、18日〕」という

15日付文書では、「大学等に対する財政的援助は、その自主的な運営を保障するとともに、資金の効率かつ適正な活用をはかるためには、どのような方式をとることが適当か」「高等教育における受益者負担については、どのような原則的な考え方をとるべきか。その場合、国の奨学制度はどんな方向に改善する必要があるか」というように審議内容そのものは設定されているものの、課題が列挙されているのみであった¹⁴⁾。この討議資料をもとに、どのような審議がなされたのか。議事録そのものは入手できないため詳細は不明だが、議事要旨から、その一端をうかがい知ることができる。

第18回特別委員会で配布された第17回議事要旨によれば、第17回は12月15日月曜、9時30分から12時30分にかけて文部省特別会議室で行われた。出席者は、委員が森戸会長、大泉副会長、古賀主査、藤田副主査、阿部、篠島、相馬、堀尾、森下、吉識、平塚、有光の各委員、事務局が官房長、官房審議官、企画室長、清水大学学術局審議官ほかである。以下に、「国・公・私立の設置形態の差異から生じる問題の再検討について」を除く関係部分のみ引用する¹⁵⁾。

高等教育に関する国の行政上・財政上の役割について

ア 私立大学に対する財政援助の必要性

日本の大学政策は、従来国立大学中心に考えられ、私立大学は国立大学の補足的な役割を果すものと考えられてきたが、戦後は、私立大学は日本の大学生全体の約75%の教育を担当し高等教育において主要な地位を占めるにいたっている。ところが、私立大学の学生1人当りの国費支出額は国立大学のそれと比べて極端に少なく、私立大学はその収入源としては学生からの授業料に頼らざるを得ないが、授業料を値上げすることには事実上限界があり、学生の数を増加させることで収入増をはかってきたのが実状である。このように、財政面の必要から学生数をふやしてきたことが、今日しばしば指摘される学生の質の低下という結果を生じさせた原因なのである。したがって私立大学に対する財政援助は国家的な見地からも重要な問題である。

長期的な視野でみれば教育そのものはpayすると思うが、具体的な大学経営はpayしないであろう。

国の財政援助は大いに必要だと思う。

イ 高等教育に対し国が財政援助を行なう場合の条件

高等教育は、国家社会全体のために人材養成という機能を果たしているのであるから、1) 高等教育機関が専門分野別・地域別に計画的に配置されること 2) 在学する学生の質が一定水準以上であること という二つの条件が満たされれば、国・公・私を問わず高等教育に要する費用を国費でまかなうのが当然であろう。

国の財政的援助は、大学としてふさわしいものとふさわしくないものとで差をつけるのが当然であろう。

私立大学に財政援助を行なうには、援助をうけるにふさわしい大学であるかを評価する必要があるが、この場合、1) 大学の創立以来の歴史 2) 教授陣の充実度 3) 卒業生の社会に対する貢献度 4) 卒業生を採用する企業側の評価 などが一応の評価の基準になるのではないかと。

ウ 高等教育に関する国の行政のあり方

大学に対して国は、単に国費を支出しているから監督するというのではなく、日本の高等教育の水準をあげるといふ見地にたつて必要な規制を行なうべきである。

高等教育の大衆化の要請は、私立大学にまかせるといふ姿勢ではなく国が受け止めるべきだと思う。

エ 高等教育の大衆化と質的水準の維持向上

高等教育の大衆化に伴い進学してくる学生の中には熱心に勉強しないものが増えてきていることは事実であろうが、教育的立場からはそれらの学生に対しても高等教育にふさわしい教育を身につけるよう訓練することが必要なのではないか。

大衆化に伴って学生の質が低下するのは、かつて旧制中学校の拡張期にもみられたように過渡期に生ずる現象としてやむを得ないのではないかと。この特別委員会の任務も、大衆化を前提とし、しかも水準をおとさない高等教育のあり方をもとめることにあると思う。

それには非常に多額の経費を要するであろう

が、今後日本が国際社会において諸外国との競争に打ち勝っていくためには国民の能力を高めることが不可欠であり、教育に対しては国家として最大限の投資をする必要がある。

この特別委員会の今までの審議では、主として学生数の増大にどう対処するかが問題とされ、能力的にすぐれていない者でも高等教育に受け入れざるを得ないのではないかという方向で検討が進められてきた。そのことと、今ここで問題になっている高等教育の水準維持ということとどういう関係になるのか。

第18回の議事要旨は、1月8日の第19回で配布された。これによれば、第18回は12月18日木曜、やはり9時30分から12時30分まで文部省特別会議室で開催された。出席者の顔ぶれは、前回とほぼ同じだが、今回は吉識委員が欠席し、前回欠席していた林委員、若泉委員が出席している点で異なる。なお、中間報告の原案作成のための起草小委員会のメンバーを決定したのも第18回である。会長、副会長、主査、副主査のほか吉識、若泉の両委員が指名されている。議事要旨より、「高等教育の計画的整備と国の行財政上の責任と権限」「国公立の区別の廃止と国立大学の法人化」を除いた関係部分を引用する¹⁶⁾。

大学に対する国の財政援助方式

国の財政援助の仕方としては a 費用の種類別の援助、b 総経費の一定率の援助、c 標準経費に対する定額援助などの方式が考えられるが、a は大学の主体性が、b は国の主体性がそこなわれるおそれがあり、c のように標準的な経費を定めてその一定率の定額を援助する方式がいいのではないか。

真に大学らしい私立大学に定額援助することに賛成。国立は徹底的に国がめんどうをみるべきである。

金を出したから監督するというのではなく、各大学の自主性を認めるべきである。

受益者負担と奨学制度

定額補助以外が受益者負担として授業料にかぶってくるが、授業料は安いほどいいとはいえず、一般人がせい一杯努力して負担できる程度の額がいい

のではない。また、授業料が専攻分野別に違うのは当然であろうか。負担額は国民の経済力から標準的なものがあるのであり、国がそれだけ援助をしてデコボコをならすという考えはどうだろうか。

奨学制度は負担力のない人材のために必要であろう。

以上の議事要旨から判断する限りでは、奨学制度に関する審議はほとんどなされなかったように見える。「負担力のない人材のために必要」という意見が出されているものの、その含意を読み取ることは難しい。

では、長期低利の貸付金制度という新たな奨学金プログラムの構想はどこから生じたのか。長期低利の貸付制度を創設することや、それを既存の日本育英会奨学金とは異なる理念に対応させるという発想は、必ずしも真新しいものではない。既に中教審自身が、1959年3月2日の第17回答申「育英奨学および援護に関する事業の振興方策について」において、「学資貸与金」と「育英給与金」とを区別することを提案している。中教審以外にも、例えば『読売新聞』は「私大紛争の根源を除け」と題する1966年2月19日付の社説で、学生納付金に対し、長期低利の貸し付けを行う金融機関の創設を提言している¹⁷⁾、民社党は1969年末に公表した「国公立と私学の格差を解消し、受験地獄を緩和するための提案」の中で、入学金、授業料への長期低利資金貸付制度の新設を挙げている¹⁸⁾。

その問題を解くカギは、『森戸文書』所収の第1次骨子案そのものにある。この資料には、随所に森戸の手によると見られる書き込みやアンダーラインが鉛筆で加えられているが、先に引用した「9（国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善）」の〔説明〕部分は、特にその周囲への書き込みの多い箇所の一つである。「」の奨学制度に関する段落の周囲余白にあるメモを列挙してみよう。「現在の一般の制度の拡充のほか銀行ローン」、「特免」、「奨学資金」、「給費」、「貸費」、「15千ドル」、「貧困度」、「育英会（判読不能 引引用者）」ではまとまった「」の責任をもつ範囲を増大「」補完的」とある。また、本文の「さらに国としては」の直後に挿入するように「高等教育における機会均等を推進し」と書かれ、同様に、「人材を誘致するため」の直後に「現在の育英制度を拡充整備するとともにこれを補完するため」と挿入されている。これらのメモがそれぞれ何を意味している

のかが自明ではない以上、総体として意味を読み込みすぎることには禁欲的でなければならない。森戸自身の考えをメモしたのもあれば、委員の発言をメモしたのもあろう。あるいは事務方からの説明を書き留めたものかも知れない。ただ少なくとも、「基本構想試案」の起草委員会において、(恐らくは日本育英会の育英奨学事業とは別に)銀行ローンを活用した何らかの貸与制度についての議論がなされたこと、そこではアメリカのニードベース奨学金あるいは公的ローン制度が参考にされた可能性があること、この二点を示唆しているように思われる。

恐らくこれらの議論に影響を与えたのが、当時の文部省内で検討されていた「学資ローン制度」構想であったと考えられる。学生が学資を銀行から借り入れ、国が債務保証と利子補給を行うという構想である。アメリカで1965年の「高等教育法」に基づいて実施されていた制度をモデルとして、1970年度から、文部省内の「育英奨学制度の改善に関する調査研究会」(座長 有光次郎東京家政大学長)で検討された。需要予測や具体的な制度設計など2年間の検討を経て、1973年度予算に私立大学生が入学金を銀行から借り入れる制度として新規に予算要求された。また、銀行側からの原則的な了解は得られており、文部省内では併行して「学資の融資に係る保証および利子補給に関する法案」が準備された。しかし、結局認められなかったというものである。当時の日本育英会奨学金が年額で約4~14万円であり、全大学生の12%にあたる約20万人に対して貸与されていたことを考えれば、私立大学の入学金に対して平均15万円を(5~30万円までの幅がある)10万人分貸与するという銀行ローン制度の創設は、画期的な意義をもつべきものであった(なお、在学中は無利子で、卒業後に低金利で5年間のうちに返済する)¹⁹⁾。

中教審第26特別委員会が「基本構想試案」を起草していた1969年12月には、文部省内に「育英奨学制度の改善に関する調査研究会」を翌年度から設置するための調査費は、既に要求済みであった。また、このときはちょうど12月27日に総選挙があったため、政府予算案作成は70年1月にずれこんでいた。したがって、翌70年度から詳細な検討を始める「学資ローン制度」構想が中教審の場で紹介されていても、不思議なことではない。第1次骨子案をたたき台として作成した担当者の頭の中には、中教審として新しいプログラムの

創設を先に宣言しておくことのメリットに関する考慮があったのかも知れないし、先の調査研究会の設置は難しそうだという判断があったのかも知れない。ただいずれにせよ、長期低利の貸付金制度という表現は、翌12月23日の骨子案で早々に姿を消した。委員の理解が得られなかったか、翌年度から別個に本格的な検討を始める以上、中教審として提案する必要はないと判断されたかいずれかであろう。この構想そのものは、のちに日本私学振興財団に形をかえて引き継がれるものの(高橋1984)以後、ローン制度そのものとして文部省から提案されることはなかった。1973年11月に審議を開始し、1974年8月21日に報告をまとめた私立学校振興方策懇談会の「私立学校の振興方策について」でも奨学制度の改善が提案されているが、その内容は、既存の育英奨学事業における私立大学生に対する貸与額・貸与人員の拡大と、各私立大学が独自に行う奨学事業に対する国の財政的援助というものであった²⁰⁾。

まとめにかえて

1950年代の半ば、当時文部省学生課長だった西田亀久夫は、日本育英会と学徒援護会の役割をはっきり関連させた「奨学援護法」の構想を練っていたという。「高尚な理念を別にすれば、両者が学生生活の安定と向上に対してになう役割は相互補完的なものである。学生の収入を1万円増加させるよりも、消費生活を1万円軽減できる条件を整備するために資金を投下するほうが、学生に還元される利益の効率は高いという計算もできる」というきわめてプラグマティックな発想に立っている。他方では、「貸与を中心とする育英制度は、親の支出能力の不足分をその子の借金にし、本人が自分の子のために学資が必要なころまでその借金返済の重荷をかぶせることによって、貧乏の悪循環を促すことになる。こんな親の因果が子にむくいるような制度は間違っており、すみやかに給費制度に改めるべきだ」というのが、当時の課員たちとの間で交わされた議論であった(西田1996、164頁)。

それからわずか15年の間に、日本の高等教育が急激なマス化を経験する中で、官房審議官として中教審の審議をリードする役割を期待された西田の頭を悩ませた問題の一つは、いかに高等教育費の私的負担と公的負担とをバランスさせ、政府としてどのような財政援

助を高等教育に対して行なうかということであったろう。拡大によって生じた矛盾を、財政措置によっては是正することを期するわけである。その一つの解決策が、一方では私的負担を一定水準まで認め、他方では公費負担の拡大を、機関補助と個人補助の二つの方法で行なうというものであった。

あらためて四六答申における財政措置に関する提案を読むと、いずれも一定の抽象的なレベルに議論をとどめていることがわかる。機関補助については標準教育費の積算を基礎に、個人補助については、修学に必要な資金の調達と人材誘致という二つの観点から、公的負担の原則を確立しようとする。両者のプライオリティを明確に示したわけではないし、個別具体的な制度の改革を論じているとも必ずしも言えない。そうした現実的な課題は政治の役割だと考え、解決策の提示にとどめたということかも知れない。

その後の展開を見てみれば、結果として奨学制度の再定義と拡大は必ずしも行なわれず、70年代を通して、私学への経常費補助が一貫して拡大した。アメリカとは対照的に、個人補助ではなく機関補助による問題解決が政治的に選択されたと言える。その理由の検討は今後の課題だが、最後に現時点でのいくつかの仮説を議論しておきたい。佐藤首相が1969年6月、文教制度調査会長に私学助成の検討を指示したことが示すように、確かに私学問題は当時、トップレベルの政治イシューであった。しかし、私学団体によって展開された運動と自民党のイニシアティブとを結びつけ、圧力政治的に解釈するだけでは、説明できないことが少なくないのではないと思われる。タイミングの要因も重要であったかも知れない。新たな個人補助プログラムをさらに3年間かけて構想しているうちに、70年度からいち早く開始された経常費補助は順調に拡大した。

また、政策案そのものの説得性という観点からの検討も必要である。当時の国立大学と私立大学との間の格差は、私的負担割合の格差もさることながら、目に見える形では、何よりも教育条件の格差として問題にされたであろう。したがって、個人補助を拡大するにしても、それが単に家計や学生の進学障壁を取り除くだけでなく、個々の私立大学にとってどのようなメリットがあるかが議論されなければ、さほどの説得性をもたなかったのではないが。この点で、アメリカの場合には日本とは対照的に、奨学金充実を目指す政策

が、高等教育機会の均等化と、学生の授業料支払いを通じての大学財政へのポジティブな効果という二つの機能をもつとする議論が展開されるという丸山(2002)の指摘は重要である(202頁)。ただ一方で、「私立大学の授業料等受益者負担については、所得水準が年々上昇している今日、これに対応して授業料を引き上げることは当然のことである」とする当時の大蔵省の主張も、その趣旨はむしろ国立大学授業料の引上げにあったにせよ、否定しがたいものであったのかも知れない²¹⁾。

この他に指摘されるべきは、様々なレベルでの制度的要因である。ことアメリカとの対比で言えば、憲法上、教育機関に対するサポートは連邦政府以外が行なうアメリカとは対照的に、日本では国も設置者として教育供給の役割を果たしてきた。その観点からは、国立大学の法人化が挫折し、国が高等教育機関に対して財政的サポートを行なうという原則が変わらなかったため、個人補助の拡大がより積極的に選択される理由に欠けることになったと言える。もう一つは、関連した問題だが、一方では恐らく従来の教育行政では、個人を単位とするプログラムを拡大する用意に欠けていたのではないかと考えられる。個人を捕捉したり、その特性を把握するためのシステムが未整備であり、資源の配分と管理は、主に機関なり学校、あるいは施設を基礎に行うというシステムが歴史的に形成されていたのではないと思われる。入学定員を設定し、それに教員や設備などの教育資源を結びつけるシステムは比較的にかたい制度であり続けているが、それは機関なり施設を単位とした管理の一例と言えよう。最後に、政治エリートに共有された理念、特に学生のあり方に関する規範という要因が重要であることは言うまでもない(金子1988A)。

本稿では、高等教育のマス化にともなう様々な問題にどのような財政的対応が可能かという観点から、中教審四六答申における高等教育財政論を検討してきた。一次資料の検討が示したのは、結果として選択された機関補助のみならず、個人補助についても画期的な政策案が議論されていたということであった。にも関わらず、利益の組織化のされ方やタイミングのみならず、政策案の説得性や制度、理念といった様々な要因から、70年前後の日本の高等教育財政において、個人補助の拡大には様々な制約が存在した可能性がある。そうした制約条件の変化を考慮した上で、機関補

助と個人補助、そして公的負担と私的負担の適切なバランスをどのように構想することが可能なのか。今後課題として問い続けていくことにしたい。

註

- 1) なお、四六答申の作成過程を明らかにするには、森戸文書そのもののより詳細な検討や当時の関係者へのインタビューなど、さらに本格的な検討が必要となろう。本稿のねらいは、あくまで中教審の議論に示された奨学制度構想の意義と限界を議論することであり、史料の紹介・検討を含め、答申作成過程に関する歴史的事実について、新たにオリジナルな知見を提出することを第一の目的とするものではない。本稿で使用した史料のうち一部は、羽田(2003)の手によって初めて紹介・検討がなされたものである。
- 2) 両者の主文は同一である。主文に続く〔説明〕についてのみ、1月の「基本構想試案」は5月の「基本構想」(さらに71年6月の答申)といくつかの点で異なっている。異なる点は、冒頭の「私立学校」が試案では「私立大学」であったこと、「教育費は、社会的には一種の投資」から始まる段落の「経済効果」が「経済原則」であったこと、「終極」が「終局」であったことである。これ以外に意味のある変化は見られない。
- 3) 文部科学省ウェブサイトより引用。アクセス日時は、2004年3月12日。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/710601.htm
- 4) 中央教育審議会『高等教育の改革に関する基本構想』1970年、34-37頁(『森戸文書』目録番号M006010607400)。日程の概観として、黒羽(2001)をも参照。
- 5) 『森戸文書』目録番号M006021600202。B4横書き全15枚。孔版刷り。1頁目の左上にはマル秘のスタンプが赤インクで押されている。
- 6) 『森戸文書』目録番号M006021600203。B4横書き全13枚。タイプ印刷。1ページ目左上にはマル秘のスタンプが赤インクで押されている。その上には黒色のペンで「第1」と書かれている。1ページ目右上には「森戸辰男」と赤色のペンで書き加えられている。「文句、ことに『が』の使い方については私見であって重要ではない」との書き込みもある。随所に、森戸によると見られる書き込みやアンダーラインが赤色のペンで加えられている。
- 7) 『森戸文書』目録番号M006021600204。B4横書き全19枚。孔版刷り。1ページ目の右上にはマル秘のスタンプが赤インクで押されている。同左上には黒色のペンで「第2」と書き加えられている。森戸の手によると見られる書き込みが赤鉛筆で加えられている。
- 8) 『森戸文書』目録番号M006021600205。B4横書き全19枚。孔版刷り。1月6日案の原稿に手書きによる修正を加えて印刷したもの。日付は「昭和45年1月6日」となっているが、「6」が二重線で消され、その下に「7」と加えられている。1ページ目右上にマル秘のスタンプが赤インクで押されている。同左上には黒色のペンで「第3」と書かれている。
- 9) 『森戸文書』目録番号M006021401801。B4横書き全22枚。タイプ印刷。1ページ目の右上にマル秘のスタンプが赤インクで押されている。同左上には、配布資料の通し番号を示すスタンプがブルーのインクで押されている。三段にわたって、上から「中教審-26特-19」「45-1-8」「40」とあることから、1970年1月8日に開かれた第26特別委員会第19回に配布された、通し番号で40番目の資料であると推察される。
- 10) 『森戸文書』目録番号M006021600206。タイプ印刷。1ページ目の右上にマル秘のスタンプが赤インクで押されている。同左上には、配布資料の通し番号を示すスタンプがブルーのインクで押されている。「中教審-25-26特-3」「45-1-9」「4」とある。なお、本文に日付の記載はない。森戸によると見られる書き込みやアンダーラインは少ない。
- 11) なお、機関補助と個人補助の政策選択という観点から興味深いのは、答申の〔説明〕では「私立学校における必要な経費」「私立の高等教育機関に対しても相当大幅な公費の援助を与える」というように、機関に対する政府財政支出の拡大を述べているのに対して、骨子案では「高等教育に必要な経費」「高等教育に対する国の投資」というように、必ずしも機関そのものへの公費援助に議論を限定しているわけではないことである。
- 12) 1970年2月には第26特別委員会に組織運営・行財政専門委員会が設けられ、2回ほど審議が行なわれたが、議事要旨を検討した限りでは、奨学制度に関する議論は見当たらない。「第1回組織運営・行財政専門委員会議事要旨(メモ)」「森戸文書」目録番号M006021700705、「組織運営・行財政専門委員会(第2回)議事要旨(メモ)」「森戸文書」目録番号M006021700801。
- 13) 『森戸文書』目録番号M006021400203。B4横書き全2枚。孔版刷り。なお、この点はその草案と見られる9月6日付文書でも同様である。「中央教育審議会 第26特別委員会 大学制度の改善に関する

- 基本構想の中心課題(案)、『森戸文書』目録番号 M006021600101。B4 横書き全2枚。孔版刷り。
- 14) 『森戸文書』目録番号 M006021401602。B4 横書き1枚。タイプ印刷。「中教審・26特-17」「44-12-15」「37」という、スタンプを模した三段組みの記載から、第26特別委員会の第17回で配布された資料に疑いない。
- 15) 「中央教育審議会第26特別委員会(第17回)議事要旨」、『森戸文書』目録番号 M006021401701。B4 横書き全2枚。孔版刷り。
- 16) 「中央教育審議会第26特別委員会(第18回)議事要旨」、『森戸文書』目録番号 M006021401802。B4 横書き全2枚。孔版刷り。
- 17) 「戦後日本教育史料集成」編集委員会『戦後日本教育史料集成』第8巻,三一書房,1983年,400-401頁。
- 18) 『朝日新聞』1969年12月25日付2面。
- 19) 『内外教育』1969年9月12日付、1972年9月12日付、同9月19日付、1973年2月6日付。
- 20) 私学振興調査会『1975年度版 私学行財政総覧』私学振興調査会,1974年,35-36頁。
- 21) 大蔵省「高等教育の改革に関する基本構想試案について」、『森戸文書』目録番号 M006021500406。

引用文献・参考文献

- 市川昭午『高等教育の変貌と財政』玉川大学出版部,2000年。
- 大崎仁編『「大学紛争」を語る』有信堂高文社,1991年。
- 金子元久「受益者負担主義と「育英」主義」『大学論集』第17集,1988年A,67-88頁。
- 金子元久「アメリカの奨学金政策」『高等教育研究紀要』第8号,1988年B,84-94頁。
- 金子元久「高等教育財政の国際的動向」『大学論集』第19集,1990年,105-128頁。
- 黒羽亮一『新版 戦後大学政策の展開』玉川大学出版部,2001年。
- 政策研究大学院大学C.O.E.オーラル・政策研究プロジェクト『天城勲(元文部事務次官)オーラルヒストリー 上巻・下巻』政策研究大学院大学,2002年。
- 高橋真義「私立大学独自の奨学事業設立の援助」国立教育研究所高等教育大衆化と奨学政策の展開研究会『育英奨学事業の展開』国立教育研究所,1984年 51-74頁。
- 西田亀久夫『教育政策の課題』玉川大学出版部,1996年。
- 西田亀久夫「高等教育政策に関する中教審「四六答申」の特質」喜多村和之編『高等教育と政策評価』玉

- 川大学出版部,2000年。
- 羽田貴史「戦後の授業料思想」『IDE・現代の高等教育』No. 454,2003年,22-26頁。
- 丸山文裕『私立大学の経営と教育』玉川大学出版部,2002年。
- 森戸文書研究会編『広島大学所蔵森戸辰男関係文書目録 上巻・下巻』広島大学,2002年。

(謝辞)

『森戸辰男関係文書』の閲覧にあたり、広島大学の小池聖一先生、羽田貴史先生、50年史編集室の皆様に変なお世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

(付記)

本研究は、平成14年度～15年度日本学術振興会科学研究費補助金・特別研究員奨励費(研究課題名「高等教育機会均等をめぐる政治過程」)の交付を受けて行った研究成果の一部である。